

■ 処分等実施状況

処分等実施日及び取引参加社名	違反事由等	金融取における処分等
平成 25 年 1 月 28 日 GMO クリック証券株式会社	<p>(1) 金融商品取引業者として、システムリスク管理について十分な態勢を整備することが求められるが、経営陣を含めた全社的な取組みが不十分である。</p> <p>(2) 本取引所の市場に係る同社の業務遂行が不可能又は著しい遅滞を強いられた場合の本取引所への報告を懈怠した。</p> <p>以上 (1) の状況は、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当し、また、(2) の状況は、本取引所取引参加者規程第 56 条第 1 項第 16 号に基づく為替証拠金取引システムの開発及びその使用等に関する契約書第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反するため</p>	過怠金 100 万円
平成 24 年 1 月 23 日 UBS セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	同社のユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為は、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 9 号(金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと)に該当するものと認められるため	過怠金 1,000 万円
平成 24 年 1 月 23 日 シティグループ証券株式会社	同社のユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為は、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 9 号(金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと)に該当するものと認められるため	過怠金 1,200 万円
平成 23 年 12 月 19 日 UBS セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	平成 23 年 12 月 16 日付けで金融庁より、TIBOR 及び LIBOR 関連のデリバティブ取引(既往の契約の履行に伴う取引等を除く)に関し、平成 24 年 1 月 10 日から 1 月 16 日までの間、その業務の停止処分を受けたこと	平成 24 年 1 月 10 日より 1 月 16 日までの間、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止及び自己の計算による清算建玉の発生の停止並びに自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの停止及び自己の名における清算建玉に基づく債務の引受けの停止(但し、自己取引に限る)
平成 23 年 12 月 19 日 シティグループ証券株式会社	平成 23 年 12 月 16 日付けで金融庁より、TIBOR 及び LIBOR 関連のデリバティブ取引(既往の契約の履行に伴う取引等を除く)に関し、平成 24 年 1 月 10 日から 1 月 23 日までの間、その業務の停止処分を受けたこと	平成 24 年 1 月 10 日より 1 月 23 日までの間、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止及び自己の計算による清算建玉の発生の停止並びに自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの停止及び自己の名における清算建玉に基づく債務の引受けの停止(但し、自己取引に限る)
平成 23 年 11 月 21 日 スター為替証券株式会社	<p>同社取引所為替証拠金取引にかかるシステム障害が発生したことに伴い、当該システムを停止させ、長時間にわたり全顧客が取引を行えない状態を生じさせた。</p> <p>これらの行為は、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号に規定する「金融商品取引業等にかかる電子情報処理組織の管理が十分でない状況」に該当すると認められるため</p>	戒告
平成 21 年 12 月 21 日 コメルツバンク・アクツィエン・ゲゼルシャフト (コメルツ銀行)	<p>マーケットメイカーの禁止行為(実勢から著しく乖離したマーケットメイク呼び値の提示)</p> <p>取引の信義則違反(「著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行った」と認められ、本取引所の市場の運営上、本取引所若しくは本取引所の取引参加者の信用を失墜し、又は本取引所若しくは本取引所の取引参加者に対する信義に反する行為)</p>	<p>過怠金 300 万円</p> <p>平成 21 年 12 月 21 日から平成 22 年 1 月 3 日までの間、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止処分</p>

処分等実施日及び取引参加社名	違反事由等	金融取における処分等
平成 20 年 9 月 26 日 リーマン・ブラザーズ証券株式会社	平成 20 年 9 月 16 日にリーマン・ブラザーズ証券株式会社より、「支払不能又は租税滞納処分その他による差押えに関する報告書」が提出され、支払不能となるおそれがあると認められ、また、同社より差金の支払い及び証拠金の預託が行われていないため	平成 20 年 9 月 27 日よりその事由の消滅するまで、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止及び自己の計算による清算建玉の発生の停止並びに自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの停止及び自己の名における清算建玉に基づく債務の引受けの停止処置（但し、本取引所が特に認める取引等を除く）
平成 20 年 9 月 16 日 リーマン・ブラザーズ証券株式会社	平成 20 年 9 月 16 日にリーマン・ブラザーズ証券株式会社より、「支払不能又は租税滞納処分その他による差押えに関する報告書」が提出され、支払不能となるおそれがあると認められ、また、同社より差金の支払い及び証拠金の預託が行われていないため	平成 20 年 9 月 16 日から当該債務の引受けの停止事由が除去されたと本取引所が認めるまでの間、リーマン・ブラザーズ証券株式会社を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止処置（未決済建玉を整理するために本取引所が認める取引を除く）
平成 20 年 9 月 16 日 リーマン・ブラザーズ証券株式会社	平成 20 年 9 月 15 日付けで金融庁より、支払い不能のおそれがあるとして金融商品取引業に関し、平成 20 年 9 月 15 日から 9 月 26 日までの間、その業務の停止処分を受けたため	平成 20 年 9 月 15 日より 9 月 26 日までの間、本取引所における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止及び自己の計算による清算建玉の発生の停止並びに自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの停止及び自己の名における清算建玉に基づく債務の引受けの停止処分（但し、平成 20 年 9 月 15 日以前の既往建玉の手仕舞いのための取引等を除く）
平成 19 年 8 月 23 日 エース取引株式会社	受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為等	過怠金 500 万円
平成 19 年 3 月 23 日 リテラ・クリア証券株式会社	広告において表示すべき事項を表示していない行為	戒告